平成２２年（フ）第４８４号
沖縄県那覇市寄宮２丁目７番２号
債務者　小原ルリ子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４９２号
沖縄県那覇市字大道９番地　むつみこーぽ４階
債務者　與那城啓子（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４９４号
沖縄県豊見城市字真玉橋181番地３
債務者　與儀　和哉
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４９７号
沖縄県那覇市首里赤平町２丁目51番地２白樺荘303
債務者　松原　恒矩
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５９６号
茨城県水戸市堀町1197番地の10
債務者　荒井　泰夫
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５９７号
茨城県水戸市堀町1197番地の10
債務者　荒井加代子（旧姓本橋）
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５９８号
茨城県水戸市堀町1197番地の10
債務者　荒井　　潔
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３７９号
茨城県土浦市都和２丁目５番４―304号　県営都和アパート、前住所茨城県稲敷市江戸崎甲2000番地66
債務者　西脇　　稔
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２８６号
青森県八戸市小中野２丁目３番11号　中村アパートＣ号、前住所青森県八戸市沼館２丁目７番６号　白山荘６号
債務者　板垣ふみ子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第５４号
岩手県下閉伊郡山田町八幡町10番４号
債務者　阿部いく子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第５８号
岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字村木22番地１
債務者　川村　幸子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第７７号
岩手県九戸郡野田村大字野田第22地割104番地３
債務者　下向　秀浩
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第８１号
岩手県久慈市小久慈町第34地割８番地　さいわい団地１号棟６号、住民票上の住所岩手県久慈市小久慈町第34地割８番地
債務者　佐々木裕之
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

破産手続廃止決定の取消決定確定等

平成２２年（ソラ）第１号（原審長野地方裁判所飯田支部平成２２年（フ）第８０号）
長野県飯田市上郷黒田239番地１　ワイズハウス103号
相手方（破産者）　中平　義仁
上記破産事件について、下記２のとおり取消決定が確定したので、併せて３から６の事項を定める。
1　主文　原決定主文第２項（破産廃止決定）を取り消す。
2　決定確定日　平成22年11月22日
3　破産管財人　弁護士　後田　寿久
4　破産債権の届出期間　平成23年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月15日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
平成22年11月30日　長野地方裁判所飯田支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第６１号
熊本県玉名郡長洲町大字清源寺1366番地１
破産者　濵岡　直子
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続廃止決定の取消決定

平成２２年（ソラ）第４００１３号（原審仙台地方裁判所平成２２年（フ）第９３２号）
宮城県黒川郡富谷町とちの木１丁目21番５号
抗告人（破産者）　岩倉　　博
1　主文　原決定を取り消す。
2　決定年月日　平成22年12月１日
仙台地方裁判所第４民事部